

法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。  
<http://www.moj.go.jp/>

国民の皆さんが刑事裁判に参加する「裁判員制度」、この新しい制度が5年以内に始まることになりました。今回は、裁判員制度の内容について紹介します。

# 裁判員制度についての法律が成立しました。

以前、この「あかねんが」1月号において、政府が裁判員制度の導入について検討していることをお知らせしました。その後、政府は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」を国会に提出し、国会での審議が行われていきましたが、同法案は5月21日に成立しました。今後、5年以内の準備期間を経て平成21年（西暦2009年）までには裁判員制度が始まります。そこで、今号では、裁判員制度の意義について国民の皆さんに御理解いただくため、裁判員制度について改めて御紹介させていただきます。

**裁判員制度とは、国民の皆さんが、裁判員として、重大な刑事事件の裁判において、裁判官と一緒に、有罪・無罪や刑の種類や重さを決めるというものです。**

裁判員は、一般の国民からくじで選ばれた候補者の中から、一つの事件ごとに選ばれることとなります。また、裁判員制度の対象となる事件は、殺人事件など国民の皆さんの関心が高い重大事件とされています。

**なぜ裁判員制度を導入するのですか？**

裁判員制度の導入により、国民の皆さんが、裁判官と一緒に、重大な刑事事件の裁判において、裁判官と一緒に、有罪・無罪や刑の種類や重さを決めるというものです。

**裁判員制度とは、国民の皆さんが、裁判員として、重大な刑事事件の裁判において、裁判官と一緒に、有罪・無罪や刑の種類や重さを決めるというものです。**

裁判員は、一般の国民からくじで選ばれた候補者の中から、一つの事件ごとに選ばれることとなります。また、裁判員制度の対象となる事件は、殺人事件など国民の皆さんの関心が高い重大事件とされています。

**なぜ裁判員制度を導入するのですか？**

裁判員制度の導入により、国民の皆さんが、裁判官と一緒に、重大な刑事事件の裁判において、裁判官と一緒に、有罪・無罪や刑の種類や重さを決めるというものです。



1 まず、皆さんがお住まいの地域の地方裁判所が、毎年、選挙人名簿を基にして、裁判員候補者の名簿を作成します。名簿に記載された人については、裁判所から連絡が来ます。

2 裁判所は、裁判員

あかねんが 2004 July

法務総合研究所の紹介

**「犯罪白書」は、昭和35年の発行以来、刑事政策の基礎資料として法務省の法務総合研究所が毎年作成・発行しているものです。**

**「犯罪白書」は、毎年犯罪件数や検挙率などの犯罪動向等について、表やグラフなどを使って分かりやすく掲載しており、犯罪動向等を把握する統計資料として、多方面から高い評価を受けています。**

また、その時々の犯罪情勢や社会的関心が高いものなどの刑事政策上重要な課題と考えられるテーマを選定し、特集として分析・検討を行い、その結果を掲載しています。この特集テーマは、実務家だけでなく、大学の教授など、研究者から大いに注目されているもので、いわば「犯罪白書」の目玉となっています。

**「犯罪白書」は、一般の方でも購入することができます。お近くの政府刊行物センターでお問い合わせいただけます。**

**「犯罪白書」は、購入できますか？ また、どこで買えますか？**

法務総合研究所は、どこにあるのですか？

**犯罪白書をご存じですか？ 法務総合研究所を紹介します。**

法務総合研究所は、法務省と同じ東京都千代田区霞が関の一のりに在り、この冊子のタイトルにある「あかねんが」の建物の中にあります。

この「あかねんが」の建物は、約百年前に建てられたもので外観は国の重要文化財に指定されています。

**「あかねんが」の建物内部**

法務総合研究所は、犯罪白書の作成のほか、職員に対する研修

**「アジ研」って何ですか？**

「アジ研」は、国際連合の地域研究所である「国連アジア極東犯罪防止研究所」の略称で、法務総合研究所の国際連合研修協力部がその運営を任されています。「アジ研」は、外国の検察官

**「法整備支援」って何ですか？**

「法整備支援」とは、開発途上国に対する法整備支援の法律を育成するお手伝いをしたりすることです。アジア諸国の中には、法律が十分に整備されていない国がたくさんあります。法律がきちんとしていないと、自分の利益を優先しようとして争いが絶えず、安心して生活を送ることができない可能性があります。

もちろん、これらの国々でも自分の国の法律を整備しようと様々な努力をしていますが、法務総合研究所では、大阪府に在る国際協力部において、そのお手伝いをしています。

**「法整備支援」って何ですか？**

「法整備支援」とは、開発途上国に対する法整備支援の法律を育成するお手伝いをしたりすることです。アジア諸国の中には、法律が十分に整備されていない国がたくさんあります。法律がきちんとしていないと、自分の利益を優先しようとして争いが絶えず、安心して生活を送ることができない可能性があります。

もちろん、これらの国々でも自分の国の法律を整備しようと様々な努力をしていますが、法務総合研究所では、大阪府に在る国際協力部において、そのお手伝いをしています。

**や裁判官など日本に招いて犯罪の防止や犯罪を犯した人の立ち直り方について、一緒に勉強し、それらの人たちが自分の国に戻り、それぞれの国の犯罪の防止のために活躍できるように、国際的なお手伝いをしています。**

この「あかねんが」の建物は、約百年前に建てられたもので外観は国の重要文化財に指定されています。

**「あかねんが」の建物内部**

法務総合研究所は、犯罪白書の作成のほか、職員に対する研修

**「アジ研」って何ですか？**

「アジ研」は、国際連合の地域研究所である「国連アジア極東犯罪防止研究所」の略称で、法務総合研究所の国際連合研修協力部がその運営を任されています。「アジ研」は、外国の検察官

**「法整備支援」って何ですか？**

「法整備支援」とは、開発途上国に対する法整備支援の法律を育成するお手伝いをしたりすることです。アジア諸国の中には、法律が十分に整備されていない国がたくさんあります。法律がきちんとしていないと、自分の利益を優先しようとして争いが絶えず、安心して生活を送ることができない可能性があります。

もちろん、これらの国々でも自分の国の法律を整備しようと様々な努力をしていますが、法務総合研究所では、大阪府に在る国際協力部において、そのお手伝いをしています。

**「アジ研」って何ですか？**

「アジ研」は、国際連合の地域研究所である「国連アジア極東犯罪防止研究所」の略称で、法務総合研究所の国際連合研修協力部がその運営を任されています。「アジ研」は、外国の検察官

**「法整備支援」って何ですか？**

「法整備支援」とは、開発途上国に対する法整備支援の法律を育成するお手伝いをしたりすることです。アジア諸国の中には、法律が十分に整備されていない国がたくさんあります。法律がきちんとしていないと、自分の利益を優先しようとして争いが絶えず、安心して生活を送ることができない可能性があります。

もちろん、これらの国々でも自分の国の法律を整備しようと様々な努力をしていますが、法務総合研究所では、大阪府に在る国際協力部において、そのお手伝いをしています。

**「犯罪白書」は、昭和35年の発行以来、刑事政策の基礎資料として法務省の法務総合研究所が毎年作成・発行しているものです。**

**「犯罪白書」は、毎年犯罪件数や検挙率などの犯罪動向等について、表やグラフなどを使って分かりやすく掲載しており、犯罪動向等を把握する統計資料として、多方面から高い評価を受けています。**

また、その時々の犯罪情勢や社会的関心が高いものなどの刑事政策上重要な課題と考えられるテーマを選定し、特集として分析・検討を行い、その結果を掲載しています。この特集テーマは、実務家だけでなく、大学の教授など、研究者から大いに注目されているもので、いわば「犯罪白書」の目玉となっています。

**「犯罪白書」は、一般の方でも購入することができます。お近くの政府刊行物センターでお問い合わせいただけます。**

**「犯罪白書」は、購入できますか？ また、どこで買えますか？**

法務総合研究所は、どこにあるのですか？

**「青少年を見守る目。地域社会を育てる目。」**

青少年が健やかに育っていくためには、大人たちが時にはきびしく、時にはやさしく青少年を見守る「目」を持つことが大切です。

また、明るい社会をつくるためには、多くの人がもつと地域社会をしっかりと見守る「目」を持つことが大切です。

**「目」を向けてみませんか！「社会を明るくする運動」は、**

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月を強調月

今年も「社会を明るくする運動」は各地で誰もが気軽に参加できる幅広い活動を展開します。是非この機会に参加してみませんか？

「青少年を見守る目。地域社会を育てる目。」

青少年が健やかに育っていくためには、大人たちが時にはきびしく、時にはやさしく青少年を見守る「目」を持つことが大切です。

また、明るい社会をつくるためには、多くの人がもつと地域社会をしっかりと見守る「目」を持つことが大切です。

**「目」を向けてみませんか！「社会を明るくする運動」は、**

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月を強調月

**INFORMATION** インフォメーション

法務省 ちゃんと耳よりな情報です。

法務省ホームページが新しくなりました!!

法務省ホームページは、平成8年10月1日に開設されました。以来7年余り、最近では毎日1万件ほどのアクセスがあるまでになりました。この間皆様からいろいろのご要望をいただきましたので、今回、それを参考にさせていただいて、トップページを全面的に改めることにしました。

皆様にとって使い勝手が良く見やすく、デザインを一新し、明るい色使いでまとめたためです。また、分かりやすくするために、写真やイラストも多く取り入れられました。

この5月に成立した裁判員制度を紹介するコーナーや、法務省の動きを写真で紹介するコーナーなども新たに設けられました。

ぜひ、新しくなった法務省ホームページをご覧ください。

法務省ホームページURL <http://www.moj.go.jp/>

**「種志望者のための法務講演会」及び「女性のための業務説明会」を開催します。**

**種志望者のための法務講演会**

法務行政に関する講演会などにより、法務省への理解を深めていただきます。

開催日時：平成16年9月6日(月) 10:00～17:30  
 集合場所：法務省地下大会議室  
 参加対象：法務省 種採用志望者(女性の方は「女性のための業務説明会」も参加可能)

開催内容：法務省広報ビデオの上映 省内見学 法務行政に関する講演会 法務省若手職員との座談会

**女性のための業務説明会**

法務省の各職場で活躍している女性職員が、職場の様子や仕事のやりがいなどについて説明し、参加者からの疑問や質問にもお答えします。

開催日時：平成16年9月6日(月) 10:00～11:50  
 集合場所：法務省地下大会議室(種志望者のための法務講演会と同じ。)  
 参加対象：法務省女性 種採用志望者(「種志望者のための法務講演会」のプログラムも参加可能。)

開催内容：法務省女性職員との座談会

予約方法：法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/> に掲載している予約フォームに記入の上、メール([recruit@moj.go.jp](mailto:recruit@moj.go.jp))にて予約してください。問い合わせ先：法務省大臣官房人事課企画第三係(03-3580-4111 内線:2147) 当該プログラムの詳細については、法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/> をご覧ください。

**平成16年度入国警備官採用試験**

受付期間	平成16年7月20日(火)～平成16年8月3日(火)
第1次試験	平成16年9月26日(日) 合格発表：平成16年10月13日(水)
第2次試験	平成16年10月20日(水) 10月21日(木)
最終合格発表	平成16年11月11日(木)

第1次試験は全国10試験地、第2次試験は全国9試験地で実施

**平成16年度刑務官採用試験**

受付期間	平成16年7月20日(火)～平成16年8月3日(火)
第1次試験	平成16年9月19日(日) 合格発表：平成16年10月8日(金)
第2次試験	平成16年10月15日(金) 10月16日(土)
最終合格発表	平成16年11月11日(木)

**第24回全国中学生人権作文コンテスト(作品募集)**

概要：次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的として実施します。法務局・地方法務局ごとに地方大会を実施し、その代表作品について、中央大会を行い、表彰します。

お答えします

??今回の質問は??

「検察庁」について

Q 検察庁の仕事はなに?

A 検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、事件を起訴するか不起訴にするかという処分を決定し、起訴した事件について裁判に立ち会うなどの仕事をしています。

Q 検察庁って全国にどのくらいあるの?

A 検察庁は、法律により各裁判所に対応して置かれています。その数は、最高検察庁が1庁、高等検察庁が8庁、地方検察庁が50庁、区検察庁が438庁の合計497庁であり、そのほか、高等検察庁の支部が6庁、地方検察庁の支部が203庁あります。

Q 検察の捜査と警察の捜査ではどこが違うの?

A 刑事事件については、まず、警察が犯人の逮捕や取調べ、証拠の収集などの捜査を行った後、その事件を検察官に送致します。検察では、自らも事件の当事者の取調べなどを行い、事件の真相を解明し、起訴するか不起訴とするかを決定します。そのほか、特捜部のように、検察庁が独自に捜査を行うこともあります。



破産事件とは、会社でも個人でも、多額の借金などを支払うことができなくなった場合に、その人や会社の残された財産を債権者に公平に分配するために行われる裁判所の手続です。この破産事件は、平成6年には、1年間で約4

破産した人の生活保障や配属がされています。



破産手続と免責手続が一体化されます。

破産手続がより効率的に、より公正に行われるようにすることなどを目的とした新しい破産法が成立しました。新破産法では、多くの点について見直しが行われていますが、ここでは個人の破産にかかわる項目を中心に紹介します。

これまでの破産法について 全面的な見直しを行った 新しい破産法が成立しました。



万3000件が裁判所に申し立てられました。平成10年にはその数は11万件を超え、平成14年には約22万4000件、平成15年には約25万2000件と、最近の経済情勢を反映して、その数が増え続けています。そして、このうち個人について申し立てられた破産事件が全体の約95パーセントを占めています。

破産した場合には、原則として破産した時に持っていた自分の財産を管理したり処分することができなくなります。生活に欠くことができない衣服、寝具、家具などの一定の財産は破産した人の手元に残り、破産した人が自由に使用したり処分したりできるものとされています(このような財産を

自由財産と呼んでいます)。現在は、現金については、標準的な世帯の必要生計費の2か月分に相当する66万円が自由財産とされていますが、新しい破産法では、これを3か月分に引き上げますので、金額としては99万円までの現金を手元に残すことができるようになります。

また、破産した人の個別の事情によっては、裁判により金額を引き上げるなど更に自由財産の範囲を拡張することも可能になります。これらの自由財産に関する見直しによって、破産した人の生活保障が図られるとともに、破産した人が新たな経済生活をスタートしやすくなります。

破産法による破産手続・免責手続のほかに、個人が破産することなく経済生活の再生を果たすことができるように、民事再生法により個人再生手続という制度が設けられています。これまでは、負債額(抵当などの担保の付いていない負債の総額の意味です。)

た人の生活を保護する必要性が高いことを考慮して、破産手続が始まる前3か月間に生じた給料については税金や社会保険料などと同じように最優先で支払われるようになります。

また、これまでは、建物などを貸していた家主が破産した場合には、直ちに賃貸借契約が解除され、借主が立退きを求められるおそれがありました。例えば、建物の賃貸借契約は解除できないように改められています。

このように、新しい破産法は様々な点で見直しが行われています。



不法就労外国人対策キャンペーンポスター

2004 不法就労外国人対策キャンペーン 月2日から実施)

在留資格の取消し

外国の人が日本に入国するとき日本に滞在してもよい期間が決まります。その認められた期間を超えて滞在している人などに対しては、従来最高で30万円の罰金が科せられることになっていましたが、今回の改正で、300万円までに引き上げられました。

また、日本で働くことが認められていない外国人の人を雇って働かせるなど外国人の人に対する罰金についても、200万円から300万円に引き上げられました。(平成16年12月2日から実施)

入国できない期間の見直しなど

密入国したり、認められた期間を過ぎても帰らない外国人の人には、日本から強制的に出ていってもらう必要があります。これを「退去強制」といいます。これを「退去強制」といいますが、5年間の強制になった人が再び入国しようとした場合、従来は、5年間の強制が許されない制度になっていました。また、退去強制を受けた人など悪質な人については10年に引き上げられました。

ただし、滞在期間が過ぎたことと自分で気付いて役所に届けた場合は別です。つまり、以前に退去強制されたことがないなど一定の条件を満たせば、退去強制の処分を受けることなく自分の国に帰ることができ、1年たてば再び入国できるようなりま

在留資格の取消し

難民認定者に在留許可等



人種や宗教、あるいは政治的な意見の違いのために、自分の国から迫害を受けるおそれがある人を「難民」といいます。この難民の認定制度も大幅に変わりました。

難民認定制度の改正

在留資格のない外国人の人から難民認定の申請があった場合、一定の条件を満たせば、難民認定手続の間は日本に仮滞在できるようになります。また、仮滞在が認められた人については、退去強制の手続を停止して、難民認定の手続を先に進められることになりました。

難民審査参予員制度

難民審査の申請をしたけれども難民として認めないとする決

裁判員制度 Q&A (第2回)

1 裁判員制度の対象となる重大な事件とは、どのようなものですか。

法律では、死刑又は無期の懲役・禁錮となり得る事件と 法定合議事件(必ず3人の裁判官で裁判を行わなければならない事件)であって、故意の犯罪行為の結果、被害者を死亡させた事件が、裁判員制度の対象事件とされています。

2 裁判員制度の対象となる事件は、どれくらいあるのですか。

平成14年に、全国の地方裁判所と簡易裁判所で処理された事件は、7万5,570件ありましたが、そのうち、裁判員制度の対象となる事件は、2,818件でした。その割合は、3.7%になります。

3 どれくらいの人が裁判所に呼ばれることになりますか。

1件当たり6人の裁判員と3人の補充裁判員が選ばると仮定すると、裁判員又は補充裁判員に選ばれる人は、年間2万5,362人となります。また、裁判員候補者として裁判所に呼ばれる人の数を、裁判員に選ばれる人数の5倍と仮定すると、裁判所に呼ばれる人数は、1年間に12万6,810人となります(注)。

(注)裁判員の数は、原則として6人とされていますが、一定の場合には裁判員の数を4人とすることができるものとされています。また、補充裁判員の人数や、裁判員候補者として裁判所に呼ばれる人数は、裁判に要する見込まれる期間などを考慮して事件ごとに決められることとなります。さらに、裁判員制度の対象となる事件は、毎年変化することになります。したがって、上に記載した人数は、あくまでも仮定の数字ということになります。

人顔

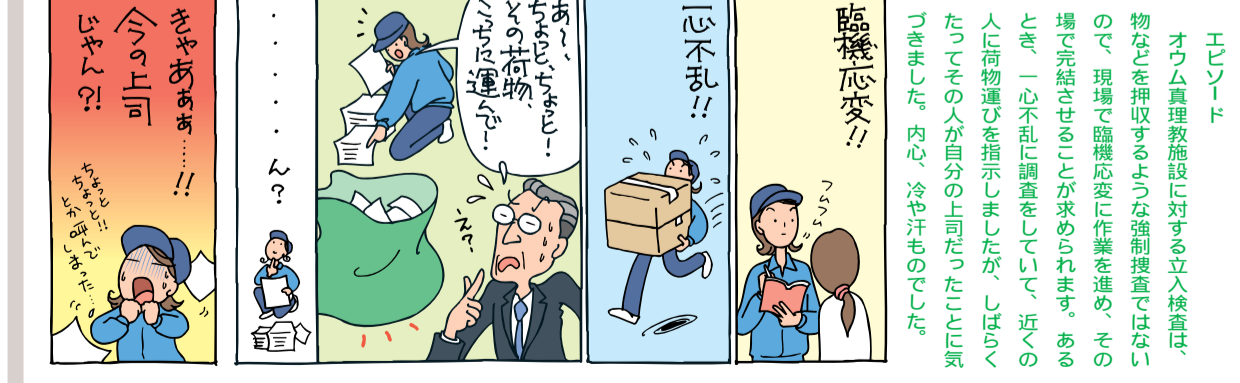
公安調査官



このコーナーでは、法務省の仕事に携わる人々を毎号一人ずつ紹介していきます。今回ご紹介するのは、公安調査官の さんです(30歳、女性。名前は仕事の都合上伏せさせていただきます。)

公安調査官ってどんな仕事? 公安調査庁では、現在、国際テロの情勢とか、北朝鮮問題、それにオウム真理教の動きなどに重点を置いて、それらの情報を収集して分析したり、様々な調査を行ったりしています。このような調査などの仕事を担当するのが公安調査官です。

公安調査官のやりがいって何? 調査をするときには、それぞれの調査官が自分のアイデアで計画を立て、上司の了解を得て実行します。調査は、相手がある仕事ですから、臨機応変に対応する必要があります。自分の力量が試される緊張感や、貴重な情報が得られたときの充実感、公安調査官ならではの醍醐味だと思います。



立入検査のため建物に入るときは私です。「顔」はごかんべんください。